

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年2月6日（平成29年（行情）諮問第44号）

答申日：平成30年10月11日（平成30年度（行情）答申第253号）

事件名：特定会社の「特定商取引に関する法律」23条1項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止に係る文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定法人の特定年月日1から特定年月日2までの業務停止命令（以下「本件業務停止命令」という。）について、特定商取引法違反と認定された一切の書類及び行政処分を決定した稟議書又は職員名簿等」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、下記に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）のうち、文書1及び文書2につき、その一部を不開示とし、文書3につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、文書1及び文書2につき、その一部を不開示としたことは妥当であるが、文書3につき、その存否を明らかにした上で、改めて開示決定等をすべきである。

文書1 「行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく弁明の機会の付与について」と題する決裁文書及び同施行文書（写し）

文書2 「特定商取引法に関する法律第23条第1項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について」と題する決裁文書及び同施行文書（写し）

文書3 特定法人の特定年月日1から特定年月日2までの業務停止命令について、行政処分を決定した職員名簿等

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月22日付け20160621公開北海第1号により北海道経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 起案者の所属部署・氏名・印影及び決裁者の所属部署・役職・印影について

法人が特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）違反だと

する捜査，認定，意思決定，その他関連業務を担当した者が本当に北海道経済産業局（以下「経産局」という。）の職員であると証明できるものは何もないのだから不開示にする理由がない。また，違法捜査等が行われていたのであれば別であるが，そうでないのであれば経産局という組織の中で業務を行った職員に危害が及ぶことや個人の権利利益を害することなどないはずである。

(2) 文書の受領に係る法人の代表者の自筆の署名及びその個人の印影について

自筆で署名した法人の代表が法4条1項の規定に基づき，書面の開示を求めているのだから不開示にする理由がない。

(3) 文書の受領に係る法人の代表者の印影について

法人は，業務停止命令を受けたことで現在は廃業状態のようになり，その法人の代表が，このような状態では印影等が偽造されるおそれ，法人の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害するおそれがないと判断し，書面の開示を求めているのだから不開示にする理由がない。

(4) 行政文書中，特定期間Bのものを除く法人の売上金額について

法人においては，経産局の間違った情報提供によって既に新聞やインターネット等で事実と異なる売上金額を公にされており，そして，法人の代表者が法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないものと判断し，書面の開示を求めているのだから，不開示にする理由がない。

(5) 行政文書中，起案日，決裁日，施行日，施行注意，伺い内容の一部，書面の受領に関する記載の一部及びその他の記載の内容について

請求人は，自称経産局の職員から，一方的に「法人の従業員らは客をだまして商品販売をしていた。」としか告げられていなかったため，いまだに何が特商法に違反していたのか理解していない。今後，請求人が営業を再開する場合，同じことを繰り返さないためにも，何が原因で，何が特商法違反だったのかしっかりと知る必要も権利もあるし，また，経産局もその違反防止に努めなくてはならないのだから，書面を不開示にする理由がない。

(6) 特定法人の業務停止命令について，行政処分を決定した職員名簿等について

法人及び法人の代表は，経済産業省が業務停止命令の内容をホームページに掲載したことにより，行政機関の調査の有無が特定して把握されることになった。特定の法人に対して調査が行われたという事実が公にされたことにより，法人において違法又は不当な行為があったという誤解を生じ，いわゆる風評被害により取引先からの受注が減る等，法人の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害することになった。したが

って、行政処分を決定した職員の名簿等、行政文書その存否を答えたからといって、今さら何かが変わるわけでもなく、不開示にする理由がない。行政処分の責任の所在を明らかにするためには、少なくとも幹部以上の職員名は開示されなければならない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 事案の概要

ア 審査請求人は、平成28年6月21日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、本件請求文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同日付けでこれを受け付けた。

イ 処分庁は、同年8月22日付けで、本件開示請求の一部については、文書1及び文書2を特定し、法5条各号の不開示情報に該当する部分を除きこれを開示する決定を行うとともに、本件開示請求のその他の部分については、対象となる行政文書の存否を明らかにせず不開示とする原処分を行った。

ウ これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条3号の規定に基づき、平成28年11月8日付けで、諮問庁に対して、原処分のうち不開示とした部分について、その開示を求める審査請求を行った。

##### (2) 審査請求に係る行政文書

###### ア 概要

本件対象文書は、経済産業省が、特定年月日1に、特商法23条1項の規定に基づき、特定法人に対し電話勧誘販売に関する業務の一部を停止するよう命じたこと（特定年月日1に経産局のホームページ等で当該事案を公表）に関するものである。

###### イ 本件対象文書

処分庁は、本件開示請求の「特定法人の特定年月日1から特定年月日2までの業務停止命令（本件業務停止命令）について、特商法と認定された一切の書類及び行政処分を決定した稟議書」の部分について、文書1及び文書2を特定した。

##### (3) 原処分における処分庁の決定及びその理由

ア 処分庁は、文書1及び文書2のうち、法5条1号、2号イ及び6号イに該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する旨の決定を行った。

不開示とした部分とその理由は、具体的には、次のとおりである。

(ア) 文書1及び文書2の1頁の起案者の所属部署・氏名・印影及び決裁者の所属部署・役職・印影については、特商法の規定に基づく当該行政処分に係る調査、認定、意思決定、その他関連業務を担当し

た経産局の職員の所属部署・役職・氏名（氏名を表す印影を含む。）が記載されており、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号本文前段に該当するとともに、当該情報を公にすると、個別事案の検討の結果等に不満を持つ者から嫌がらせ等が行われ、当該職員に危害が及ぶ可能性があるなど、当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがあり、法5条1号ただし書イにも該当しないことから不開示とした。

- (イ) 文書1及び文書2の1頁の文書の受領に係る法人の代表者の自筆の署名及びその個人の印影については、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有しているものであり、開示する慣行があるものではなく、法5条1号に該当するため不開示とした。
  - (ウ) 文書2の1頁の文書の受領に係る法人の代表者の印影については、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため不開示とした。
  - (エ) 文書1の8頁の法人の売上金額については（特定期間Bのものを除く）、当該法人においては公にしていない内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の財務状況や経営方針等が一般に把握され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため不開示とした。
  - (オ) 文書1（1頁、2頁及び33頁）及び文書2（1頁、7頁及び12頁）の文書番号、起案日、決裁日、施行日、施行注意、伺い内容の一部、書面の受領に関する記載の一部並びに文書1の3頁以降及び文書2の7頁以降の記載の一部（文書1の8頁の法人の売上金額（特定期間A及び特定期間C）を除く。）については、公としない、経産局が当該事案に関する端緒情報を入手してからの一連の調査過程及び特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実や経過等が分かる情報であり、特商法に基づく調査・執行の際の着眼点、考え方及びノウハウを示すものであって、これが公にされた場合、違反事実の発覚を免れようとする者に対し、そのための対策を講じる余地を与えるおそれがあるなど、経産局における特商法に係る今後の事件調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イに該当するため不開示とした。
- イ 処分庁は、本件開示請求の「特定法人の特定年月日1から特定年月日2までの業務停止命令について、行政文書を決定した職員名簿

等」の部分については、その存否を答えるだけで、法5条2号イに該当する不開示情報を開示することとなるため、法8条及び9条2項の規定に基づき、当該文書の存否を明らかにせず不開示とする旨の決定を行った。

不開示とした理由は、具体的には、次のとおりである。

「特定法人の特定年月日1から特定年月日2までの業務停止命令について、行政処分を決定した職員名簿等」に該当する行政文書については、その存否を答えることにより、特定の法人に対する行政機関の調査の有無が把握されることになる。特定の法人に対して調査が行われたという事実は、公にすることにより、当該法人において違法又は不当な行為があったという誤解を生じ、いわゆる風評被害により取引先からの受注が減るおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

したがって、当該行政文書は、その存否を答えるだけで、法5条2号イに該当する不開示情報を開示することとなるため、法8条及び9条2項の規定に基づき、当該行政文書の存否を明らかにせず、不開示とした。

#### (4) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、上記(3)ア(ア)ないし(オ)の不開示部分及び上記(3)イの不開示決定について、いずれも不開示とする理由がなく、当該部分の決定を取り消して開示すべきである旨を主張しているので、以下、原処分の妥当性について具体的に検討する。

##### ア 文書1及び文書2の1頁の起案者の所属部署・氏名・印影及び決裁者の所属部署・役職・印影について

当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号本文前段に該当する。

また、特商法は罰則規定を有しており、行政調査及びその処分を端緒に刑事事件にも発展し得る性質のものであることを鑑みれば、当該情報を公にすると、個別事案の検討等の結果について、その内容に不満を持つ利害関係人からの嫌がらせ等が行われ、当該職員個人に危害が及ぶ可能性があり、職員個人としての権利利益が害される特段の支障が生じるおそれがあることから、法5条1号ただし書イにも該当しない。

よって、法5条1号に該当するとして当該部分を不開示とした原処分は妥当である。

##### イ 文書1及び文書2の1頁の文書の受領に係る法人の代表者の自筆の署名及びその個人の印影について

当該部分は、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有しているものであり、開示する慣行があるものではなく、法5条1号に該当するため当該部分を不開示とした原処分は妥当である。

なお、法に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、開示請求又はその決定に対する審査請求が当該記載本人によりなされた場合であったとしても、法5条1号の該当性の判断を左右するものではない。

ウ 文書2の1頁の文書の受領に係る法人の代表者の印影について

当該部分は、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するとして当該部分を不開示とした原処分は妥当である。

なお、法に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、法5条2号イ該当性の判断を左右するものではない。

エ 文書1の8頁の法人の売上金額について（特定期間Bのものを除く。）

当該部分は、当該法人において公にしていない内部管理情報であるとともに、経産局の特商法違反による業務停止命令に関する公表資料（「特商法違反の電話勧誘販売業者3社に対する業務停止命令について」、特定年月日1）においても公としていない情報であり、公にすることにより、当該法人の財務状況や経営方針等が一般に把握され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するとして当該部分を不開示とした原処分は妥当である。

なお、法に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、法5条2号イ該当性の判断を左右するものではない。

オ 文書1（1頁、2頁及び33頁）及び文書2（1頁、7頁及び12頁）の文書番号、起案日、決裁日、施行日、施行注意、伺い内容の一部、書面の受領に関する記載の一部並びに文書1の3頁以降及び文書2の7頁以降の記載の一部（文書1の8頁の法人の売上金額（特定期間A及び特定期間C）を除く。）について

当該部分は、公としていない、経産局による一連の調査過程及び特商法違反事実の認定に当たって考慮した事実や経過等が分かる情報であり、特商法に基づく調査・執行の際の着眼点、考え方及びノウハウを示すものであって、これが公にされた場合、違反事実の発覚を免れようとする者に対し、そのための対策を講じる余地を与えるおそれがあるなど、経産局における特商法に係る今後の事件調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められ、法5条6号イに該当するため不開示とした原処分は妥当である。

なお、法に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、開示請求又はその決定に対する審査請求を行った請求者の個別・固有の事情により、法5条6号イ該当性の判断を左右するものではない。

カ 「特定法人の特定年月日1から特定年月日2までの業務停止命令について、行政処分を決定した職員名簿等」に該当する行政文書の存否応答拒否による不開示決定について

当該行政文書については、その存否を答えることにより、特定の法人に対する行政機関の調査（特商法66条1項の規定に基づく立入検査）の有無が把握されることになる。特定の法人に対して調査が行われたという事実は、公にすることにより、当該法人において違法又は不当な行為があったという誤解を生じ、風評被害等、当該法人の権利等の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。したがって、当該文書は、その存否を答えるだけで、法5条2号イに該当する不開示情報を開示することになるため、法8条の規定に基づき、当該文書の存否を明らかにせず不開示とした原処分における判断は妥当である。

なお、法に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、開示請求又はその決定に対する審査請求を行った請求者の個別・固有の事情により申立てが当該記載本人、法8条該当性の判断を左右するものではない。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

## 2 補充理由説明書 1

「特定法人の特定年月日 1 から特定年月日 2 までの業務停止命令について、行政処分を決定した職員名簿等」（文書 3）について

上記文書は、その存否を答えるだけで、法 5 条 2 号イに該当する不開示情報を開示することとなるため、法 8 条及び 9 条 2 項の規定に基づき、上記文書の存否を明らかにせず、不開示としたが、上記文書の存否を答えることは、当該法人に対する特商法 66 条 1 項の規定に基づく立入検査の実施の有無を明らかにすることとなる。そうすると、いかなる特商法違反の疑いのある事案に対して、処分庁がいかなる調査を行うかが推測される等、特商法の適用を受ける事業者等に対し、調査活動への対策を講じる機会を与えるなど、正確な事実の発見を困難ならしめ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難ならしめ、主務大臣の関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号イの不開示事由を追加する。

## 3 補充理由説明書 2

起案者の所属部署、氏名及び印影並びに決裁者の所属部署、役職及び印影（文書 1 及び文書 2 の各 1 枚目）について

上記部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号本文前段に該当するとともに、当該情報を公にすると、個別事案の検討の結果等に不満を持つ者から嫌がらせ等が行われ、当該職員に危害が及ぶ可能性があるなど、当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがあり、法 5 条 1 号ただし書イにも該当しないことから不開示としたが、文書 1 及び文書 2 は、特商法の行政処分に係る決裁文書であり、上記部分が公になると、特商法の行政処分に関与した職員の氏名、所属部署及び役職等が明らかとなり、当該職員が行政処分の対象となる法人の関係者等から嫌がらせや攻撃の対象とされ、又は直接若しくは間接の不当な接触等により、懐柔又は干渉を加えられるおそれがある。それによって、当該職員が特商法違反の疑いのある事案に対して、調査結果をありのままに報告することや必要な関係資料を提出すること、さらには必要な行政処分を決定すること自体をちゅうちょするなど、正確な事実の把握が困難となり、特商法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きの不開示事由を追加する。

## 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| ① 平成 29 年 2 月 6 日  | 諮問の受理         |
| ② 同日               | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月 27 日          | 審議            |
| ④ 平成 30 年 7 月 17 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |



- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ⑤ 同月 24 日     | 審議                 |
| ⑥ 同年 8 月 2 日  | 諮問庁から補充理由説明書 1 を收受 |
| ⑦ 同年 9 月 5 日  | 諮問庁から補充理由説明書 2 を收受 |
| ⑧ 同月 27 日     | 審議                 |
| ⑨ 同年 10 月 9 日 | 審議                 |

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

審査請求人は、本件業務停止命令について、特商法違反と認定された一切の書類及び行政処分を決定した稟議書又は職員名簿等（本件請求文書）の開示を求めている。

諮問庁は、本件対象文書のうち文書 1 及び文書 2 の一部を不開示とし、文書 3 の存否を明らかにせず不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、文書 1 及び文書 2 の不開示部分の不開示情報該当性並びに文書 3 の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 文書 1 及び文書 2 の不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 法 5 条 1 号該当性について

文書 1 の 1 枚目の下から 1 行目（左から 12 文字目以降）には、特商法に係る書面を受領した特定法人の受領者の署名及び同受領者の印影が、文書 2 の 1 枚目の下から 1 行目（左から 12 文字目ないし 18 文字目）には、同受領者の署名が記載されている。

特定個人の署名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。さらに、個人識別部分に該当することから、法 6 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 1 号の不開示情報に該当するため、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

#### (2) 法 5 条 2 号イ該当性について

##### ア 法人の印影について

文書 2 の 1 枚目の下から 1 行目の右端の不開示部分には、特定法人の印影が記載されている。

法人の印影は、真正な文書であることを示す機能を有しており、これを公にすることにより、偽造され悪用されるなどして、法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法 5 条 2 号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

##### イ 法人の売上高について

文書 1 の 8 枚目の「1（8）売上高」欄の不開示部分には、特定法人の特定期間 A 及び特定期間 C における売上高が記載されている。

当該部分は、公にされていない特定法人の内部情報であって、これを公にすることにより、当該特定法人の財務状況等が明らかとなる結果、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示としたことは、妥当である。

(3) 法5条6号柱書き該当性について

ア 文書1及び文書2の1枚目の不開示部分のうち、「起案者」欄には、経産局職員の所属部署、氏名及び同職員の印影が、「決裁日」欄及び「施行日」欄の右端部分には、経産局職員の印影が、「伺い」欄の下枠内には、経産局の決裁者の所属部署、役職及び当該決裁者の印影が記載されている。

イ 文書1及び文書2は本件業務停止命令に係る文書であるが、当該部分を不開示としたことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 本件業務停止命令に係る事案においては、以下の特殊な事情があることを考慮する必要がある。

a 処分庁は、本件業務停止命令を行った際、同停止命令に係る事実が刑法上の特定犯罪に該当すると思料されるとして、特定都道府県警察に対し関係者の処罰を求め告発しており、特定都道府県警察においては当該事実を端緒に捜査を行い、刑事事件として取り扱っている。これは、特商法違反の事案としては異例のことである。

b 本件業務停止命令の対象となった特定法人の関係者は、上記刑事事件に係る裁判の判決が確定してから数年後に、本件開示請求を行うために処分庁の窓口に来庁し、特定調査を行った職員名が知りたいなどと申し述べ、本件業務停止命令を決定した稟議書又は職員名簿等の開示を求めた経緯がある。

c さらに、本件業務停止命令の対象となった特定法人の関係者は、当該行政処分の決定以前も、自治体から指導を受ける度に別の会社を設立しては、特商法に違反する行為を繰り返してきたことが明らかになっている。

こうした事情を総合的に勘案すれば、本件業務停止命令の決定に関与した経産局の職員やその家族は、当該行政処分の対象となった特定法人の関係者等から嫌がらせや攻撃の対象にされたり、又は直接若しくは間接の不当な接触等により様々な懐柔、干渉を加えられたりするおそれが、他の特商法違反事案と比較しても、特に強いと考えられる。

(イ) その結果、仮に本件業務停止命令の決定に関与した職員の氏名や、

これを推測し得る所属部署名等を開示すれば、当該職員が特商法違反の疑いのある関連事案に対して、調査結果をありのままに報告することや必要な関係資料を提出すること、さらには、必要な行政処分を決定すること自体をちゅうちょすることが予想され、その結果、正確な事実の把握が困難となり、特商法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) なお、「起案者の所属部署」及び「決裁者の所属部署及び役職」については、本件業務停止命令を行った当時、特商法違反による行政処分を担当する部署は事案ごとに異なり、公にしていなかった。

ウ 当該部分を公にすると、本件業務停止命令に係る特殊性に鑑み、同停止命令の決定に関与した職員が、当該行政処分の対象となった法人の関係者から嫌がらせや攻撃の対象とされるなどの結果、特商法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、同条1号について判断するまでもなく、当該不開示部分を不開示としたことは、妥当である。

#### (4) 法5条6号イ該当性について

別表に掲げる各不開示部分には、特定法人の本件業務停止命令に係る具体的な調査内容及び検討結果等が記載されている。

当該不開示部分は、特商法に基づく詳細な調査内容及び処分の考え方等を示すものであって、これを公にすることにより、違反事実の発覚を免れようとする者に対し、そのための対策を講じる余地を与えるおそれがあるなど、経産局における特商法に係る今後の事件調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当し、不開示としたことは、妥当である。

### 3 文書3の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求に対して、「特定法人の本件業務停止命令について、行政処分を決定した職員名簿等」(文書3)を特定し、存否応答拒否とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求において、請求する行政文書の名称等に「特定法人の特定年月日1から特定年月日2までの業務停止命令について、特定商取引法違反と認定された一切の書類及び行政処分を決定した稟議書又は職員名簿等」との記載があったことから、「本件業務停止命

令について特商法違反と認定された一切の書類及び行政処分を決定した稟議書」に係る行政文書として文書 1 及び文書 2 を特定し、「職員名簿等」に係る行政文書として、「本件業務停止命令について、行政処分を決定した職員名簿等」（文書 3）を特定した。

イ 特定法人に係る行政処分（本件業務停止命令）を決定したのは経済産業大臣であること、また、処分庁は、本件行政処分を決定した職員の名簿を作成も取得もしていないことから、処分庁は、「職員名簿等」という本件開示請求文言を広く捉え、当該法人への特商法の適用に関連して作成・取得した職員の名簿等の開示を求めるものと解した。

ウ 処分庁においては、特商法 66 条 1 項に定める立入検査を行う際に、当該検査に従事する職員を特定して職員名簿を作成している。

そこで、特定法人への立入検査に従事する職員の名簿（以下「検査員名簿」という。）を文書 3 として特定した。

エ なお、当該検査は、主務大臣が、特商法を施行するために必要があると認めるときに行うことができると規定されているものであるが、特商法 22 条に基づく業務停止命令を決定するに当たっての調査手法は、特商法違反の可能性がある各事案の悪質性、常習性及び社会的影響等により異なる。すなわち、事案ごとに調査過程は異なるため、立入検査を実施して、その結果を行政処分の決定又は処分内容を検討する上での判断材料とする場合もあれば、立入検査を実施することなく、特商法違反行為の認定を行い、行政処分を決定する場合もある。

オ 検査員名簿の存否を答えることは、特定法人に対する立入検査の実施の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

特定法人に係る本件業務停止命令が、経済産業省のホームページにおいて、既に公になっていたとしても、特定法人に対して立入検査が行われたという事実の有無は公表しておらず、仮にこれが公になると、いかなる特商法違反の疑いのある事案に対して、処分庁がいかなる調査を行うかが推測され、特商法の適用を受ける事業者等に対し、調査活動への対策を講じる機会を与えるなど、正確な事実の発見を困難ならしめ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難ならしめ、主務大臣の関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、検査員名簿については、その存否を明らかにせず、不開示としたものである。

(2) 上記(1)イ及びウの諮問庁の説明によれば、処分庁は、本件開示請求文言を広く捉えて、「特定法人への特商法の適用に関連して作成・取得した職員の名簿等」の開示を求めるものと解し、検査員名簿がこれに

該当すると判断したものと思われる。

検査員名簿の存否を答えることは、特定法人に対し本件業務停止命令が行われる過程における特商法66条1項の規定に基づく立入検査の実施の有無（本件存否情報）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

- (3) 本件においては、経済産業省のウェブサイトにおいて、特定法人を対象とする本件業務停止命令が公表されていることから、本件存否情報が公となったとしても、既に行政処分の対象となったことが公表されている当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を新たに害するおそれがあるとは認められない。
- (4) また、本件開示請求時点では、本件業務停止命令の期間は既に終了していることからすれば、本件存否情報につき、これを公にしても、特定法人に係る本件業務停止命令の執行に影響を及ぼすものであるとは認められない。

さらに、立入検査自体は、特商法において必要があれば実施することが明文で規定されている調査である（特商法66条）ことから、将来において、特商法の適用を受ける事業者等においては、立入検査を含め、特商法に係る各種調査が行われる可能性があることは十分に予想できるものである。よって、本件存否情報が公になったとしても、将来、経産局が行う特商法の調査に際し、当該事業者には調査活動への対策を講じる機会を与えるとまではいえず、正確な事実の発見を困難ならしめ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難ならしめ、主務大臣の関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

- (5) したがって、本件存否情報については、法5条2号イ及び6号イの不開示情報に該当するとは認められないから、文書3の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、文書1及び文書2につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とし、文書3につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、同条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、文書1及び文書2につき、諮問庁が、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同

条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので，妥当であるが，文書3につき，諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は，同条2号イ及び6号イに該当するとして，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしていることについては，当該情報は同条2号イ及び6号イのいずれにも該当せず，その存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

別表（法5条6号イ該当部分）

文書番号	枚数	不開示部分
1	1枚目	文書番号，起案日，決裁日（右端部分の印影を除く。），施行日（右端部分の印影を除く。），施行注意の各欄
		下から1行目（左から1文字目ないし11文字目）ないし3行目
	2枚目	全て
	3枚目	全て
	8枚目	1の（11）及び（12）の各項目
	9枚目ないし33枚目	全て
2	1枚目	文書番号，起案日，決裁日（右端部分の印影を除く。），施行日（右端部分の印影を除く。），施行注意，伺いの各欄
		下から1行目（左から1文字目ないし11文字目）ないし3行目
	7枚目	全て
	12枚目	全て